

平成 31 年全国消費実態調査分科会（第 7 回） 議事概要

1 日 時 平成 30 年 8 月 8 日（水） 14:00～16:00

2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室

3 出 席 者

委 員：福井武弘座長（青山学院大学経営学部教授）

伊藤伸介委員（中央大学経済学部教授）

元山齊委員（青山学院大学経済学部教授）

川辺健一郎委員（東京都総務局統計部社会統計課長）

審議協力者：田中慶子（慶應義塾大学経済学部特任准教授）

大道伊津栄（愛知県民文化局統計課主幹）（代理）

土岩英隆（福岡市総務企画局企画調整部統計調査課長）

オブザーバー：長谷川功（厚生労働省社会・援護局保護課課長補佐）（代理）

総 務 省：佐伯統計調査部長、阿向消費統計課長、中村物価統計室長、塚田消費指標調整官、嶋北課長補佐、蛸井企画指導第二係長、落合統計専門職、渡部統計専門職、柴田係員、佐々木係員

4 議 事

- (1) 試験調査の結果について
- (2) 調査内容について
- (3) 集計方法について
- (4) その他

5 議事要旨

- 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 試験調査の結果について

① 全国消費実態調査 試験調査結果概要について（資料 1）

- ・食料の分類誤りが食料全体の 3.7%だったとのことだが、具体的に、どれくらいの割合までなら許容されるのか。

←許容の範囲をあらかじめ決めていたわけではない。なお、全国消費実態調査での全国の標本誤差が 0.4%なので、それと比較すると高い割合である。

- ・家計簿AもBも記入時間に変化がなかったとのことだが、調査員の点検時間はどうだったのか。自治体側の負担軽減にはつながらないのか。
 ←試験調査は民間の業者に委託し、家計簿記入内容の検査は通常と異なる方法によるので調査員側の情報は取れていないが、大括り化すれば細かい分類を理解しておく必要がないので負担軽減になったと思われる。なお、「本日の現金残高」欄の審査廃止などにより、調査員の審査負担は軽減され则认为している。
- ・「Ⅱ.口座への入金」欄について、2014年調査とは様式が異なっているが、審査の負担など違いがあるのではないか。
 ←前回調査では「現金収入又は現金支出」欄に日々記入していたものを、2018年からの家計調査と同様に専用欄を設けた。これによって、従来は調査員の目で収入の記入漏れがないか確認していたところ、「Ⅱ.口座への入金」欄を見ればすぐにわかるようになったので、記入漏れや審査の負担が少なくなったと思われる。

(2) 調査内容について

① 家計簿及び収支項目分類について（資料2）

- ・収入をすべての世帯に記入してもらうとのことだが、事業収入が確定しないと空欄になってしまうのではないか。
 ←勤労者世帯や無職世帯と収入の意味合いが異なっており、同列に並べられない。調査はするが、そのままで表章はしないなどの対応を考えている。
- ・これまでの勤労者世帯・無職世帯の区分による収入の表章は残していただきたい。
- ・記入範囲を共通化して調査員の負担を減らす点については自治体的にも賛成できると思うが、世帯が収入の記入に協力してくれない場合はどうするのか。
 ←基幹統計調査なので報告義務があるとの整理だが、実務的には調査世帯に応じて対応していただくことになると思う。
- ・名簿作成時に世帯区分を確認するのは、調査員の負担増にならないか。
 ←名簿作成時に世帯区分を分けるのは、第一に結果の偏りを防止するためである。また、これまでは世帯区分によって記入指導を分ける必要があり、世帯区分が間違っていた場合、手戻りが発生していた。収入欄を全世帯に記入してもらえば、記入指導を分ける必要がなくなり、世帯区分が間違っていた場合でも手戻りがなくなる。なお、新たに収入の記入が必要になる世帯は10%程度である。
- ・回答拒否が少なくなるかどうかはすぐには判断できない。一方で、あの世帯は聞かれていないのにこちらは聞かれているといった不公平感は減るのではないかと思う。
- ・収入に関して新たに記入が必要となる世帯が1割程度ということであれば、提案通りにしたほうが全体的な負担は減るような感覚はある。
- ・食品の品目を具体的に書いてもらうのであれば、小分類まで表章できないのか。中分類までの表章だと、地方自治体が利用する際に不都合は出てこないのか。
 ←地方自治体だと県民経済計算などで利用があるかと思うが、前回分科会までで示してき

た5分類がわかれば問題はないという整理。細かいデータが必要であれば、家計調査の都道府県庁所在市別などでの代替を検討いただきたい。

- ・全国消費実態調査の食料の表章が中分類までとすると、家計調査における食料の表章は今後どうなるのか。全国消費実態調査に合わせて中分類までの表章に変更されるのか。
←消費者物価指数のウェイトとして細かい分類が必要なことから、家計調査は従前通りの表章とする。
- ・意見照会の際に素案として提示いただいた分類項目の一部大括り化は有効な軽減策と考えられることから、自治体としても賛成が多い。また、回答ぶりから既定路線として捉えている自治体もあると感じており、期待値が大きい分、それが剥落したときのハレーションも懸念される。試験調査の結果、食料品の分類については当初期待したほどの家計簿記入に要する時間軽減につながらない一方で、データ精度の担保に支障を来すレベルでの分類誤りが生じたこと、大括り化のすべてを元に戻すのではなく、あくまでも食料の分類だけということ、誤解がないように丁寧に説明をお願いしたい。
←試験調査の結果をみると、「食料5分類」の概念を理解するという取っかかりから難しかったようで、わずかしかな負担が減らなかった。この点を含めて、都道府県に対してはブロック会議の際に説明していく。

② 耐久財等調査票の取り扱いについて（資料3）

- ・家計簿の記入確認リストに耐久財が含まれているが、耐久財は家計簿で把握するということになるのか。
←記入確認リスト自体はあくまでも記入忘れ防止のためのもの。当月に購入した耐久財については家計簿に入ってくる。
- ・家計簿に記入があった耐久財は、表章する項目としてはどういう形になるのか。
←耐久財の支出額に関しては従来の収支項目と同様。ただし、これはあくまでもフローであり、ストックとしては取れない。
- ・耐久財等調査票の廃止に異論はないが、省庁での利用に支障はないか。生活保護世帯がどういった耐久財を持っているかの確認等で使っていたのではないのか。
←以前は全国消費実態調査の個票から生活保護世帯かどうかを推定するための判断項目の1つとして自動車保有の有無を使っていたが、家計簿のガソリンの支出からも推定可能。2014年調査では結局使わなかったと聞いている。

③ 世帯票及び年収・貯蓄等調査票について（資料4）

- ・前回宿題となった退職金の調査に関し、55歳の世帯主である正規職員がすべて対象になるという前提で集計世帯数の見込みを算出したが、標本規模は十分でなかった。忌避感の強い項目でもあり、追加には慎重にならざるを得ない。
- ・特に忌避感の強い氏名と電話番号を削除するという一方で、ぜひこの案で進めていただきたい。

- ・氏名と電話番号の削除はやむを得ないことかもしれないが、調査管理上の支障はないのか。
また、電話での問い合わせは行わないのか。連絡先がわからないことで調査員の負担感が増すのではないか。
←ロングフォームについては必ずしも調査票上に入っている必要はない。記入指導や回収で世帯との面接があるし、メモを入れるなどのコミュニケーションも可能。もちろん電話も差し支えない。ショートフォームについては、本来は欄があった方がいいが、調査環境が悪化しており、電話をかけても答えてくれないケースも多い。しかし、調査環境は地域により様々であり、連絡に電話を使うことを否定するものではない。
- ・電話という方法に固執しないのであれば、メールでの問い合わせも可能にするなど、運用上工夫するべきである。
- ・最初に世帯の人数を聞く必要はあるのか。
←世帯員の書き漏れを防ぐ意図である。
- ・勤め先の名称や事業内容を削除すると業種がわからなくなるが、分析への支障はないのか。
業種を削除するのであれば、代わりに企業規模をもっと細かく調べ、勤め先企業の特徴を明確に把握できるようにすべき。
←企業規模の細分化については検討する。
- ・職業に関する設問が世帯主のみの対象となっているため、他の世帯員で事業収入がある人の状況などがわからないのではないか。
←職業分類はわからないが、就業形態はわかるし、他の世帯員で事業収入がある人の情報も落ちない。
- ・職業について、分析の幅を広げるために個々の世帯員の情報が必要。
←職業の情報は落ちるが、就業形態や就業時間など、分析上重要な項目は個々の世帯員に尋ねる形で残している。職業で結果表章を行っているのは世帯主のものがほとんど。
- ・結果利用がないという理由で項目が落ちているが、情報が少ないから使えないというのが実情。職業についてはコードを書くだけなら忌避感は小さくなるのではないか。
←職業分類のイメージが想定されておられるものとは違っているのではないか。消費統計で用いている職業分類は、国勢調査のような細かな分類とは違い、「就業・非就業の別」の欄から判別される分類に自由業などが加わる程度。他の世帯員まで調査対象を広げる意義がある分類とは思えない。
- ・全国消費実態調査では他の調査とは異なる職業分類を使っているが、例えば参考表において、日本標準職業分類を職業の分類区分として使用するのはいかがでしょうか。
←その場合、分類格付けをどこが担うかが大きな問題。統計センターでも短期間にこの量を処理する体制的な余裕はない。そもそも利用があまりないということを踏まえながら検討したい。
- ・就学状況について、前回調査では収支項目分類でも調査票上でも国公立・私立の別があったが、今回案では区分をなくして分析もできないようにしているのか。
←世帯票上で国公立・私立の別を聞いていないので、収支項目分類からも落としている。

国公立・私立の別については第3回の分科会で議論しており、そこまで聞く必要はないということで削除を検討している。授業料の金額は国公立・私立で差があり、個票上であればある程度は判別できると思われる。

④ 家計調査の標本活用について（資料5）

- ・家計調査世帯の追加の調査票は年収や貯蓄などのように客体にとって忌避感の強い項目が多く含まれており、調査世帯に依頼する際の調査員の負担感が大きい。自治体に骨子案の意見照会を行う前に議題として提示いただければ、意見交換も含めもっと丁寧な議論ができたと思うが、なぜこのタイミングでの提示となったのか。

←全国消費実態調査の結果に家計調査を活用するという案自体は以前から提示させていただいていたところ。しかし、活用するかどうかについては局内でも議論があり、精査した結果このタイミングとなった。都道府県にはお手間を掛けてしまうが、御理解を賜りたい。

- ・家計調査自体がそもそも困難な調査である中で、追加で調査をお願いすることは不信感に繋がり、家計調査への影響が懸念される。調査員もなぜこの調査が必要なのか説明できなければならず、負担が大きい。

←追加調査対象世帯のうち最初に家計調査の依頼をするのが6月になるが、それまでに然るべき資料を用意する。その上で、世帯に追加調査の説明をするタイミングは各調査員の経験に基づいた裁量で決めるのがいいと考える。

- ・家計簿の記入自体、世帯に何度もお願いにお邪魔して、何とか引き受けていただいているといったケースが多いというのが現状。そのような状況でセンシティブな情報を聞く調査を新たをお願いするということは、自治体から見れば家計調査そのものの拒否につながるといったリスクも抱えているということを、あらためてご認識いただきたい。追加調査票について、客体から協力が得られない場合の対応はどのように考えておられるのか。

←今後のご相談とさせていただきたい。

- ・調査員の負担を考えると、世帯に対して国から直接依頼していただくことはできないのか。

←お願いの書面はもちろん用意する。資料に示した案は都道府県に負担はあるが、市町村や調査員の負担は減る。追加調査を行わないと都道府県別結果の精度が落ちることも踏まえ、どうやって調査世帯に調査を受けてもらうか、一緒に前向きに検討していただきたい。

- ・調査員の負担を少しでも減らすために、オンラインでの回答にするなどの方策は考えているか。

←基本はOCRの調査票。継続的な調査であればオンラインの開発を考えるが、1回限りの調査で対象も少なく、開発コストを投入することは難しい。負担軽減は他の方法で考えていきたい。

- ・追加調査分について、調査員報酬や報償金の増額をご検討いただけるのか。

←可能な限り対応したい。

- ・追加調査の報償金と家計調査の報償金の経理上の扱いはどうするのか。
←報償金の支払い方法は都道府県により異なることもあり、ご相談とさせていただきたい。
- ・家計調査の調査員はあくまでも家計調査員として任命されており、そこに全国消費実態調査の実務を入れるというのは法的にどのような位置づけとするのか。もし全国消費実態調査の仕事をやってもらうなら、別途任命行為を行わないといけないのではないのか。
←2014 年調査において家計調査世帯を対象に全国消費実態調査として行った「個人収支簿に関する調査」と同じ枠組みで行う。この時期だけ全国消費実態調査の調査員を兼ねることになり、任命行為も行う。
- ・後になって調査に係る経費が大幅にぶれると予算のフレームをはみ出す恐れがあるので、全体の事業費の規模についてなるべく早く情報が欲しい。
- ・今回追加変更となった主な項目について、国から各都道府県に説明いただいた上で自治体の意見を聴取すると考えた場合、ブロック会議の開催と統計委員会への諮問とのタイミングの関係でスケジュール的に間に合うのか。
←統計委員会の諮問は9月下旬を予定。ブロック会議は8月下旬または9月中旬。答申は冬になるので、それまでご意見の反映は可能。
- ・ブロック会議で意見を聞き置くだけの形にならないよう、しっかり議論していただきたい。
- ・家計調査の貯蓄等調査票で、株式・債券・投資信託の項目を再編することにより、家計調査の中で断層のようなものが生じるか確認すべきである。
- ・家計調査と統合集計を行う場合、都道府県レベルだとどのくらいの標準誤差が出るのかについて確認したほうが良いと思われる。
←全国レベルの影響額は0.5%で、そのうちの半分程度が2014年時点の両調査の家計簿の様式の違いによるバイアスである。都道府県レベルで見てもその程度と思われる。むしろサンプルサイズが小さくなる方が誤差は大きくなるのではないかと考えている。
- ・家計簿で、二人以上の世帯は全国消費実態調査の調査開始月において、家計調査の調査開始月が1か月目から4か月目の世帯の家計簿を用いるとあるが、1か月目・2か月目の世帯は家計簿の点検が大変だと思われる。それよりも5か月目・6か月目の世帯の家計簿を使う方が、一度受けてくれたところに頼む方が協力を得やすいという観点からもいいのではないのか。
←全体的に追加調査票の回収は2か月目以降になるので問題ないと思われる。5か月目・6か月目にあたる世帯は従来からお願いしている個人収支簿の調査にあててることを考えている。
←5か月目・6か月目を使用した場合は、調査継続バイアスが強まる可能性と貯蓄等調査票で7月に夏季ボーナスが入ってくる可能性があることが留意点である。
- ・生活扶助基準の見直しの際に全国消費実態調査を利用しているが、第2回の資料では家計調査世帯を足した家計簿調査世帯が5万世帯を超えていたところ、今回の資料では4万7千世帯に減っている。標本規模が小さくなって利用しにくくなったということがないようにご配慮いただきたい。

←資料上の数字の差は、家計調査の中で3分の1を使わないという案を今回初めて提示したことなどによるが、誤差率にはほとんど影響しないため、現在使われている政策への利用上も支障はないと判断している。

(3) 集計方法について

① 全国消費実態調査における年平均推定値について（資料6）

- ・次回全国消費実態調査の調査月である10、11月は、消費税率改定による反動減で消費支出が低くなることが想定されるが、年平均推定値では反動減の影響が緩和されるのか。
←次回の消費税率改定による影響は、改定幅の大きさが前回と異なることや軽減税率の影響などもあるので、先行して公表される家計調査のデータ等を見て判断してほしい。一般的には特定期間の影響は年平均にすると緩和されると思われる。
- ・今回の試算では9月分の推定値を計算し、実績値と差があるということだが、実際に年平均推定値を推定した場合にはどの程度の差が出ると考えられるか。
←今回の試算はEMアルゴリズムを使った推定で、求めている値をどの程度まで再現できるかの確認として行ったもので、実績値のある9月の計算を行ったところ。年平均推定値を推定した場合にどの程度の差が出るかについては、今後検証していきたい。
- ・EMアルゴリズムに使用した世帯属性は何か。
←今回は全てのデータが正規分布に従うという仮定をおいていることもあり、連続変数である年収のみを使用した。
- ・消費支出と年収のどちらも対数変換して計算しているが、支出や収入が0の世帯についてはどのように扱っているのか。
←今回の計算では対数変換する際に、実際の金額に1を足している。
- ・今回の試算では、10、11月と季節性の表れ方が近い9月の推定値を計算しているが、支出の季節性は強いため、ほかの月でも確認する必要がある。その際に、家計調査のサンプルを2つに分け、半分から推定した結果がもう半分と合うかどうかを確認するなどの方法があるのではないか。
- ・消費税率改定の影響について、家計調査の2019年10、11月分のデータから反動減の影響を求め、全国消費実態調査のデータからその影響をあらかじめ取り除いてから推定する方法もあるのではないか。
- ・今回は支出や収入が対数正規分布であるとして計算しているが、外れ値の様子を見る限り、実際の支出及び収入の分布は対数正規分布だけではうまく取り扱えていないように見える。その場合、パレート分布や、対数を取ったあとで混合正規分布を考えることで、対処できるのではないか。

(4) その他（全体を通して）

- ・今回は調査実施にあたって、調査員の裁量がかなりの程度あるように感じられたが、調査の精度を確保・評価するために、調査拒否への対応なども含め、都道府県や指導員向けの

文書を作成し、どのように調査が実施されるべきか、現場の判断のみに委ねないようにしてほしい。

- ・家計調査の標本活用の提示がこの時期になったのは、こういう形で実査が成り立つのかどうか、内部で十分に検証する必要があったため。やはりサンプル数の確保が大事と判断して今回の提案をさせていただいた。今後、さらに地方のご意見をお聞きしながら、本当にやるのかどうか、しっかり検討したい。